

# 議会運営委員会

令和7年3月19日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男

○齋藤 文夫

溝部真紀子

小城 世督

嶋田 善行

横田 敏文

奥村 容子

中川 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行

監査委員書記 黒崎 益範

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 横田委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和7年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

付議議案の取扱いについて協議いたします前に、議案第13号 斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について、議案に付された資料に誤りがあったということですので、まず、これについて総務部長から説明を受けることとします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。議案の訂正につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の「議案の訂正について」の2枚目の別紙をご覧くださいませでしょうか。

令和7年2月28日開会の本定例会、初日に上程いたしました、議案第13号 斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてにおきまして、この議案の新旧対照表に誤りがございました。

誤りの内容は、別紙「訂正表」のとおり、表題などの表記の一部に誤りがあったものでございます。

1つ目は、表題で、「規則第7項関係」と表記しておりましたが、正しくは、「付則第7項関係」であります。

2つ目は、同じく表題で、「規則第8項関係」と表記しておりましたが、正しくは、「付則第8項関係」であります。

3つ目は、同じく表題で、「斑鳩町条例第26条」及び「規則第9項関係」

と表記しておりましたが、正しくは、「斑鳩町条例第26号」及び「付則第9項関係）」であります。

4つ目は、新旧対照表中の「令和7年3月奈良県広域水道企業団条例第30号」と表記しておりますが、正しくは「令和7年2月奈良県広域水道企業団条例第35号」でございます。

この訂正につきまして、令和7年3月12日付けで、斑総第430号で、町長より中川議長さま宛に訂正のお願いをさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

この訂正につきまして、議長、委員長ならびに議員みなさまには、ご迷惑をおかけいたしますが、議案の訂正の取り扱いについて、何とぞ、ご配慮をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 　ただ今説明のありました議案第13号にかかる資料の訂正について、町長から議長に申し出がございましたが、この取扱いについて、最終日の本会議で議案の訂正についてお諮りすることにはどうかと考えております。

なお、付託先であります建設水道常任委員会においては、あらかじめ理事者から訂正について説明を受け、委員皆さんの了解のもと審査がなされ、可決すべきものと決していることを申し添えます。

この取り扱いについて委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。　嶋田委員。

嶋田委員 　この訂正の3つ目、第26条で第26条も下線ついてある、これが。

総務部長 　訂正前が第26条で、正しくは第26号の誤りでございます。申し訳ございません。

委員長 　中川議長。

議 長 　一番下やねんけどな、令和7年3月の30号にしてあるねんけど、令和7年2月の35号やろ、ほんまは先に2月に決まってあるやつを、なんでこんな3月の35号に間違っつてわざわざ書いてあるんやろ。

総務部長 この辺の誤りにつきましては、議案第何号ということで、企業団の議会上程の番号を入れて、その号をそのままになっていたということでございまして、いわゆる議会の、うちで言いましたら議案第何号っていうやつが誤りで入っていたと。そして、条例本文には正しく令和7年2月奈良県広域水道企業団条例第35号と入っていたんですけど、新旧対照表には議案番号が入っていたという誤りでございます。

委員長 それでは取扱いについてはいかがでしょうか。 小城委員。

小城委員 今、おっしゃった形でいいかなと思います。

委員長 他の委員さんもよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、議案の訂正については、最終日の日程に「議案の訂正について」ということで追加することを確認しておきます。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。

各常任委員会等に付託されました町長提案の30議案のうち、議案第5号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、賛否の討論があり、賛成多数で可決すべきものと決しております。他の29議案は、いずれも満場一致で可決・認定すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきます。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました、議案第5号については、最終日の本会議で討論になると思いますが、この他の議案で、討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただきたいと思いますが、ございませんでし

ようか。

( な し )

委員長

それでは現在のところ、議案第5号以外の討論の予定はないということで確認しておきます。

なお、本会議における討論については、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

次に、令和6年陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理についての表決について、議会事務局から連絡があるとのことですので、発言を許可します。

福田議会事務局長。

議会事務  
局長

おはようございます。

議会事務局より、令和6年陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理についての表決についてご連絡させていただきます。

本件につきましては、初日に委員長報告、最終日に表決を行うことについて、2月19日の議会運営委員会および2月28日の全員協議会でご確認いただいているところでございます。

斑鳩町議会会議規則第81条においては、「議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する」と定められております。

このことから、2月17日の総務常任委員会において「不採択とすべき」と決しておりますが、最終日には、賛成の議員の起立を求める形で表決が行われる予定です。

具体的には、議長より「本件については、委員長報告は不採択であります。

陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理についてを採択することに賛成の議員の起立を求めます。」と宣告されますので、当陳情を採択すべきとお考えの議員は起立をお願いいたします。

一方、委員長報告と同様に、不採択とすべきとお考えの議員は、着席のままとなりますので、表決に際しましては、ご注意くださいようお願いいたします。

以上、議会事務局からの、令和6年陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理についての表決についてご連絡でございます。よろしくお願いいたします

委員長

ただ今、議会事務局長より説明がありましたことについて、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長

それでは、令和6年陳情第1号 斑鳩町下司田池の管理については、総務常任委員長報告は「不採択とすべき」であります。本会議での表決は、賛成の議員の起立を求める形で表決が行われる予定であるということで確認をしておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧くださいと思います。

追加日程1. 議案の訂正については、先ほど協議いただきましたが、議案の訂正の申し出がでていたので、議案第13号の表決について諮っていただく前に、議案の訂正について諮っていただきます。

次に、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例については、のちほど(3)①においてご協議いただく予定です。

次に、追加日程3. 発議第3号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、のちほど(4)において、ご協議いただく予定です。

次に、追加日程4. 発議第4号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則については、のちほど(3)①において、ご協議いただく予定です。

なお、発議第2号から4号は、委員会発議または議員発議になるか、のちほどご協議いただきますが、いずれにしても最終日に即決することについてご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、追加日程2. 発議第2号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程3. 発議第3号 斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程4. 発議第4号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についての議案の取扱いは、最終日に上程し、最終日に即決したいと思います。

次に、追加日程5. 発議第5号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書については、議員発議で意見書が提出されるものです。

現在までに追加提案を予定されているものはこの5件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいは、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんでしょうか。

( な し )

委員長

議員提案の予定は、現時点ではこの他にないと確認しておきます。

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしくお願ひします。

(1) 令和7年第1回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題とします。

5月臨時会及び6月定例会等の日程についてご協議いただきたいと思ひます。

まず、お手元にお配りしております日程案について、議会事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務

それでは、次期定例会等の日程案につきまして、ご説明させていただきます

局長

す。

初めに、6月定例会の日程案でございます。お手元の「令和7年第3回斑鳩町議会定例会日程表（案）」をご覧くださいませでしょうか。

6月2日（月）を初日とし、6月18日（水）を最終日とする、会期18日間の案をお示ししております。

まず、6月2日（月）を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3日（火）から4日（水）は休会、5日（木）を一般質問1日目、6日（金）を一般質問2日目とし、7日（土）から8日（日）は休会、9日（月）は建設常任委員会でございますが、まだ委員会条例の改正がなされておられませんので、案ということでご了承をいただきたいと存じます。続きまして、

10日（火）は厚生常任委員会、11日（水）は総務常任委員会、12日（木）は休会、13日（金）は議会運営委員会、14日（土）から17日（火）までは休会とし、18日（水）を最終日とする、会期18日間の案でございます。

次に、5月の臨時会の日程でございます。裏面の「令和7年4・5月委員会等日程（案）」をご覧くださいませでしょうか。

臨時会については、5月9日（金）を予定しております。臨時会の議事運営を協議いただく議会運営委員会については、4月25日（金）に開催をお願いしたいと思います。

また、5月の委員会は、臨時会での役職改選後、新しい正副委員長に相談させていただくべきところでございますが、5月1日発行の議会だよりに日程を掲載するなど、事前周知の関係上、あらかじめご提案させていただきます。

まず、5月16日（金）に議員懇談会、20日（火）に建設常任委員会、21日（水）に厚生常任委員会、22日（木）に総務常任委員会、27日（火）に議会運営委員会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、日程案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 議会運営委員会の打ち合わせ、これ総務常任委員会の後ってなってますね。

委員長 5月22日ですね。

嶋田委員 これ現在は、議会運営委員会の委員長、副委員長が総務常任委員会に在籍されておられるんで、総務常任委員会の後になったけども、ひょっとして他の委員会に入っておられる方が議運の委員長になられた場合には、その例えば建設常任委員会に入っておられた場合にはその後になるん違うんですか。

委員長 これまでにも基本的に3常任委員会が終わってから議会運営委員会の打ち合わせをさせていただいていたと思いますので、ですから、3常任委員会の審議結果を踏まえて打ち合わせを行っていく日程になろうかと思います。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、5月臨時会については5月9日(金)を予定、また、6月定例会の日程及び4月・5月の各委員会の日程については、お手元の日程案のとおり予定しておくということで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。次期定例会等の日程につきましては、ただいま申しあげましたとおり、予定ということで確認をしておきます。総務部長から他に何か報告等がございますか。

( な し )

委員長

そうしましたら、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。お疲れさまでした。  
暫時休憩します。

( 午前9時20分 休憩 )

( 午前9時20分 再開 )

委員長

再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会会議規則及び標準町村議会委員会条例の一部改正についてです。

まず、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、前回の委員会では、資料にもとづいて条例(案)を確認していただき、気になる点があれば本日の委員会までにお知らせいただくこととなっております。

事務局で改めて文言の整理等を行っておりますが、条例の内容に関わるような変更はなく、委員からのご意見等もございませんでした。本日は、資料1で最終案をお示ししています。

本日は、委員会発議か議員発議か、発議方法についても協議したいと思います。

それでは、案の内容について、また、発議方法について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

前回確認していただいている案の通りですけども。 嶋田委員。

嶋田委員

これで結構かと思いますが。発議については委員会発議でお願いしたいと思います。

委員長

他の委員さんもそのような形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例については、最終

案のとおり、最終日に委員会発議するという事で確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、最終日に委員会発議で追加上程します。

次に、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、前回の委員会で、資料にもとづき規則(案)について確認していただきました。その後、この規則(案)についても、委員からのご意見はございませんでしたが、規則の内容に関わる事について、事務局で変更したものを、資料2で最終案をお示ししています。

これにつきましても、内容等に確認と、委員会発議か議員発議か、発議方法についてもご協議いただきたいと思えます。

それでは、案の変更内容について、事務局より説明をお願いします。

福田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、前回の案から文言等の整理はさせていただいておりますが、規則の内容に関わる主な変更内容について、ご説明させていただきます。

資料2の改正案の新旧対照表の裏面をご覧くださいませでしょうか。

新旧対照表の左側、第103条 第3項のところがございます。

前回の改正案では、現在の傍聴規則の規定を準用し、「携帯電話、その他写真及び録音機能を有する機器を携行する場合であっても、写真、映画等を撮影し又は録音をしてはならない」としておりました。

特に、この「映画等を撮影」というところが、すこし違和感のある表現でありました。後ほど説明させていただきますが、この度、県議長会より、資料5の標準町村議会傍聴規則の一部改正について、通知がございました。この改正案では、「写真の撮影、録音、録画等をしないこと」という表現で規定されていたことから、この標準傍聴規則の規定を準用し、「携帯電話、その他写真及び録音機能を有する機器を携行する場合であっても、写真の撮

影、録音、録画等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。」と変更させていただきました。

続きまして、資料末尾の規則の（要旨）をご覧ください。

一番上の1行目のところでございますが、前回の案では、「携帯電話の普及など、社会情勢に合わせて持ち込みできる携帯品を届出制にする」と記載しておりました。

また、1. 改正内容の（2）と（2）の②のところでも、同様に「持ち込みできる携帯品」と記載しておりましたが、実際は持ち込みできない物品を定め、また、会議への出席に必要と認められる物については、議長の許可制から届出制に改めるものでございました。

このことから、「会議に持ち込むことができない携帯品を社会情勢に合わせる」という規定に変更し、「持ち込む際の手続きを、議長の許可制から届け出制に変更します。」と訂正させていただきました。

まことに申し訳ございませんでした。

以上、簡単ではございますが、前回の斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（案）の変更箇所等の説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

委員長 　ただ今、議会事務局から説明がありましたことについて、また、発議方法について、委員皆様のご意見をお聞きします。　嶋田委員。

嶋田委員 　これで結構かと思えます。発議については委員会発議でお願いします。

委員長 　中川議長。

議 長 　議長の許可制から届出制に変更になったということやけど、届けられたらそれは誰も止められへん、なんでもオッケーということなんかな。

議会事務局 　届出制への変更についてございます。会議に必要と認められる場合は、届け出ることによって認められると規定されておりますので、認められる場合は、届出制になるかとは存じますが、ただ、認められない場合はどうなのか

という取扱いについては、少しその運用についてはご協議していただいたうえで、決められるのかどうかを含めて検討が必要なのかなと考えております。

ただ、こちらの規定につきましては、全国議長会からきております標準会議規則と同じ表現でさせていただいておりますので、他の議会におきましてもこの表現を用いられる場合は、どういう運用をはかられるのかということが、もしかしたら調査などが必要なのかもしれません、回答になっているか申し訳ございませんが、標準会議規則の考え方についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時30分 休憩 )

( 午前9時41分 再開 )

委員長 再開します。 福田議会事務局長。

議会事務局長 先ほどの議長からのご質問についてでございます。103条のところです、携帯品が規定されておりますが、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについてはこの限りではないとなっておりますので、届出制に関わる物品については、あくまで病気その他の理由により会議への出席に必要であるものと限定されるところと考えております。

なお、議員の方からこの物を持ってきたいという申し出があった時にも、会議に必要でないと認められないものについては、その届出は受付でできないという判断について、議長がしていただくことが可能ではないかというふうに考えております。以上でございます。

委員長 解釈についてはややこしい部分もありますので、この議会運営委員会ですら今の認識については共有しておきたいというふうに思います。

そうしましたら、先ほど嶋田委員からおっしゃっていただいたように、こちらの斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則については、最終案のお

り、最終日に委員会発議するという事で確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、最終日に委員会発議で追加上程します。

次に、(4)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

前回の委員会では、資料にもとづいて条例(案)を確認していただきました。本日は、資料3で最終案をお示ししています。

こちらにつきましては、事務局で文言の整理等は行っているものの、条例の内容に関わる変更はなく、また、委員からの意見等もございませんでした。

本日は、委員会発議か議員発議か、発議方法についても協議したいと思います。

それでは、案の内容について、また、発議方法について、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。横田委員。

横田委員

私はこの要旨の通り、理解できると思うのでこれでいいと思います。それから委員会発議でやるということで考えております。

委員長

他の委員さんもそれでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、最終案のとおり、最終日に委員会発議するという事でよろしいですか。

( 異議なし )

委員と湯

異議なしと認めます。

それでは、最終日に委員会発議で追加上程します。

次に、（５）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてです。

前回の委員会では、資料にもとづいて条例施行規程（案）を確認していただきました。本日は、資料４で最終案をお示ししています。

こちらにつきましても、事務局で文言の整理等を行っているものの、条例の内容に関わる変更はなく、また、委員からのご意見等もございませんでした。

また、前回の委員会では、最終日に条例の可決後、議長決裁で公布の日から施行することをご確認いただきましたが、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての内容は、刑法の改正や広域水道企業団の設立などに伴う改正であり、この斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正の内容とは、必ずしも直接的に関係するものではございませんので、条例可決後でなく、全員協議会に報告後、議長決裁で公布の日から施行することについて、ご確認いただきたいと思います。

それでは、案の内容について、全員協議会に報告後に、議長決裁で公布の日から施行することについて、委員皆様のご意見をお聞きかせていただきたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

今、委員長がおっしゃたようにやっていたらと思います。

委員長

他の委員さんもそれでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、全員協議会で報告後、議長決裁で公布の日より施行するということでご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、全員協議会に報告後、議長決裁で公布の日より施行することとします。

次に、（６）標準町村議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

この件について、事務局から説明を願います。

議会事務  
局長

それでは、令和7年2月14日付けで奈良県町村議会議長会から通知のありました標準町村議会傍聴規則の一部改正について、その改正の趣旨についてご報告させていただきます。資料5の通知文をご覧くださいませでしょうか。

全国町村議会議長会では、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、標準町村議会傍聴規則の一部を改正されたものでございます。

また、標準傍聴規則には規定していませんが、障害者差別解消法にのっとり、地方公共団体の機関である議会についても、障害者が議会を傍聴する場合などにおいて、障害を理由とする不当な差別的取扱いは禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられていることから、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた対応を図ることが求められるとのことでもあります。

改正内容は多岐にわたることから、詳細につきましては、説明は割愛させていただきますが、傍聴席に入ることができない者や、傍聴人の守るべき事項について改正されており、先ほどの会議規則で申しあげました規定につきましては、別添2の新旧対照表の3ページをご覧くださいませでしょうか。右側の改正前の第9条では、「写真、映画等を撮影」と、もともとありましたが、左側、第8条の第4号では、「写真の撮影、録音、録画等」と改正されております。

傍聴規則の改正につきましては、改めて、ご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上簡単ではございますが、標準町村議会傍聴規則の一部改正についてもご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

標準町村議会傍聴規則の一部改正につきましては、多岐にわたっており、先ほど、今回改正するのに必要な部分については局長の方で説明いただきましたが、それ以外の部分、全体についてですが、今後、審議していく時間もございますので、また次年度で改めて検討するというにしたいと思いますがいかがでしょうか。

( 異議なし )

委員長

標準町村議会傍聴規則の一部改正については、次年度以降で改めて検討していくということで終わっておきたいと思います。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、①斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案についてを議題とします。

2月19日の委員会でお示した改正案について、修正すべきとの意見がありましたので、修正案をお配りしています。

こちらについて事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、①斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案について、前回の委員会でお示しいたしました改正案について、修正すべきとの意見がありましたので、その修正案について、ご説明させていただきます。

資料6の裏面、太字になっているところをご覧くださいませでしょうか。

前回の案では、「町が構成団体となっている次の一部事務組合の議会の議員の選挙の方法については、希望する議員が1人であれば指名推選、2人以上であれば投票による選挙とする。ただし、1人でも異議があるときは、投票による選挙とする。」としておりましたが、1人でも異議があるとき という表現がわかりにくいとのご指摘がありましたので、修正案を朗読させていただきます。

「町が構成団体となっている次の一部事務組合の議会の議員の選挙は、希望する議員が1人であれば指名推選の方法を用いることができる。指名推薦の方法を用いる場合において、議員全員の同意が得られない場合若しくは複数の議員の希望がある場合は、投票による選挙とする。」以上、簡単ではご

ございますが、先例と慣例の改正案のご説明とさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

委員長 ただいま事務局より説明がありました。こちらにつきまして、質疑、ご  
意見等があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、前回から修正させていただきました、この文言で改正したいと  
いうふうに思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案については、  
事務局より提案のあったこの内容で改正することを確認させていただきます。

3月25日の全員協議会で報告後、議長決裁で改正が確定しますが、この  
ようにすすめることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

その他の①斑鳩町議会運営の実務（先例と慣例）の一部改正案についてを  
終わります。

次に、②その他について、各委員からご意見等があれば、お受けいたしま  
す。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、提案なんですけれども。12月の委員会で継続審査にすると、ひと  
つの議案についてね。継続審査にすると、冒頭に発言があって、委員長から。  
そのことについて、継続審査というのは、審議していく中で、未了になった  
場合に継続審査になると。そやから冒頭から継続審査というのはありえへん

話やと私は思うんです。そやから、全協でですね、継続審査についてどういう形が継続審査かということを議運として話した結果を報告していただきたい。これは今回の議運の結果やなしに、来年1年を通して議論していくことかなとは思いますが、なんか勘違いしておられる議員さんがいらっしゃるような感じなんで。しかも、その継続審査についてほかの委員さんも賛成してはると。何も継続審査が悪いいうやなしに、最初から継続審査でやっていくこと自体がおかしいと。そういう認識を持っていただきたいと思えますんでね。来年1年を通してやっていければなとは思いますが。

委員長            そういうご意見があったことはお伺いしまして、また、次年度の検討事項のテーマとしても改めてご提案いただければなというふうに思いますので。今の件に関して何かお尋ねになりたいことはございますか。また、次年度に継続審査とはなんぞやということで、検討いただければなというふうに思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。

嶋田委員           はい。

委員長            そうでしたら、他にございませんか。

（ な し ）

委員長            ちょっと1点、私の方から、今日確認しておく必要はないんですけど、次年度、5月の段階では1名欠員の状態で委員会構成がはかられますけれども、10月の町長選挙の時に、町議会議員の補欠選挙が行われて、そこで新たに1名補充されるということも予想できるんですけども、これまで失職して、欠員が生じるということはあったんですけども、その欠員が生じた状態で補充をしておいて、のちのち議員が1名増えるという状態になったことってなかなかないので、そういう状態になった時に、どうするかという対応については、次回の議会運営委員会で確認しても間に合う話なんですけれども、ちょっと協議だけさせておいていただいていたいなあというふうに思うんです。

私が思ってますのは、5月に委員選出をする際に、欠員として確認して、そこに補充をするということで進めることになった場合には、10月に補欠選挙があった後、その欠員のところに入っていた方には抜けていただいて、新たに当選されてあがってきを持った議員さんをそこに入れていただくというかたちになろうかなと、それ以外って難しいのかなと思うんですけども、みなさん、いかがでしょうかね。急に話ふって申し訳ないんですけども。 小城委員。

小城委員 補欠選挙、ここ最近だったら、斑鳩はないと思うけれど、出へんかって、いないってこともあるので、誰も上がってこないってこともあるので、誰かは絶対入れておかないといけないと思いますし、上がってきを持ったら、そこを抜いてで、いいと思います。

委員長 失職されて、年度途中で欠員が生じるっていうことではないので、あらかじめ、欠員のところは補充をするっていうかたちで、5月では委員選出されると思いますので、さきほど小城委員がおっしゃったように、補欠選挙で誰もいないということであれば、そのまま良いですけども、新たに上がってきを持った場合は、欠員に補充をしている方については、辞職をしていただいて、そこに新たに上がってきを持った議員さんが、委員になっていただくというかたちで進めさせていただく、4月に行われます議会運営委員会で、そのように確認して、臨時議会前の全員協議会でそのように報告をさせていただくことになろうかと思っておりますので、あらかじめ委員みなさんの意見をお聞かせいただければなと思ったんです。 なにかございましたら。 嶋田委員。

嶋田委員 欠員ある場合に、4常任委員会ですか、広報も入れて、それに割り振って委員が配置されるわけですね。そやから補充というかたちというか、認識はないわけですね。私、あの人の補充で入りましてんという認識はないわけですね、そやから補充する方、補充になっている人というのがいてないわけですね。せやから、逆に、特例で、例えば、補欠選挙で入ってきを持った人は、特例で、どっかの委員に入れていただくと、委員会に、そのほうがいいんじゃないかなと。

委員長 暫時休憩します。

( 午前 9時58分 休憩 )

( 午前10時01分 再開 )

委員長 再開します。

そうしましたら、休憩中も含めてみなさまにご一任いただきまして、さきほど私のほうから提案させていただいたかたちで今後、進めていきたいというふうに思います。

今回は、意見を聞かせていただいたということで、次回の議会運営委員会で、きちっと確認させていただこうと思いますので、今回は、意見を聞かせていただいたということで、また、全員協議会で、委員長報告させていただこうと思いますが、そういうかたちで、よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 議長から、何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局から、何かございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

( 午前10時04分 閉会 )